

法人名:株式会社 樹

施設名:くるめディカルハウス楠の木

ハラスメントに関する規定

改定:令和8年4月1日

制定:令和6年4月1日

第1章 総則

(目的)第1条

本規程は、職員が互いに尊重し合い、安心して働くことができる職場環境を確保するため、ハラスメントの防止及び発生時の適切な対応に関する基本事項を定めることを目的とする。

(基本方針)第2条

- 1 事業所は、いかなるハラスメントも容認しない。
- 2 職員は、相手の意図にかかわらず、不快感や精神的苦痛を与える言動を行ってはならない。
- 3 相談者及び通報者が不利益な取扱いを受けないよう、事業所は必要な配慮を行う。

第2章 定義

(ハラスメントの定義)第3条

本規程におけるハラスメントとは、次の各号に掲げる行為をいう。

- 1 **パワーハラスメント**:業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、職員に身体的・精神的苦痛を与える行為。
- 2 **セクシュアルハラスメント**:性的な言動により、職員に不快感や不利益を与える行為。
- 3 **その他のハラスメント**:妊娠・出産・育児・介護等に関する嫌がらせ、プライバシー侵害、SNS等を用いた誹謗中傷など。

第3章 禁止行為

(禁止行為)第4条

次の行為は、ハラスメントに該当するものとして禁止する。

- 1 大声での叱責、人格を否定する発言
- 2 業務と無関係な雑務の強要
- 3 無視・排除・過度な監視
- 4 性的な冗談、身体への不必要な接触
- 5 容姿・性別等に関する不適切な発言
- 6 SNS等での誹謗中傷

第4章 相談及び通報

(相談体制)第5条

- 1 事業所は、職員が相談しやすい体制を整えるものとする。
- 2 相談内容は秘密を厳守し、相談者が不利益を受けないよう配慮する。
- 3 相談を受けた者は、速やかに管理者・施設長へ報告し、必要な対応を行う。
- 4 相談窓口対応

担当窓口	事務所主任 中島 琴美
電話番号	TEL:0942-38-2000
受付時間	平日 9:00～18:00

第5章 調査及び対応

(調査)第6条

- 1 事業所は、通報があった場合、事実関係を迅速かつ公正に確認する。
- 2 調査にあたっては、関係者のプライバシーに十分配慮する。

(対応)第7条

- 1 被害を受けた職員の安全確保及び心身のケアを優先する。
- 2 行為者に対しては、指導、配置転換、懲戒等、必要な措置を講じる。
- 3 再発防止のため、必要な改善策を講じる。

第6章 再発防止

(研修等)第8条

事業所は、職員に対し、ハラスメント防止に関する研修及び周知を定期的にも実施する。

第7章 マニュアルの作成

(事業所に沿ったマニュアルの作成)第9条

事業所は、マニュアルを作成して完備するものとする。